

光化学スモッグ発令地域の拡大について

1 現状

光化学スモッグの発生及びそれに伴う被害を防止するため、昭和46年度から「千葉県大気汚染緊急時対策実施要綱」を定め、関係機関、関係市町村及び緊急時協力工場の協力を得ながら、県内76地点の光化学オキシダント濃度を常時測定し、注意報等の発令や汚染物質の排出削減措置等の緊急時対策を実施しています。

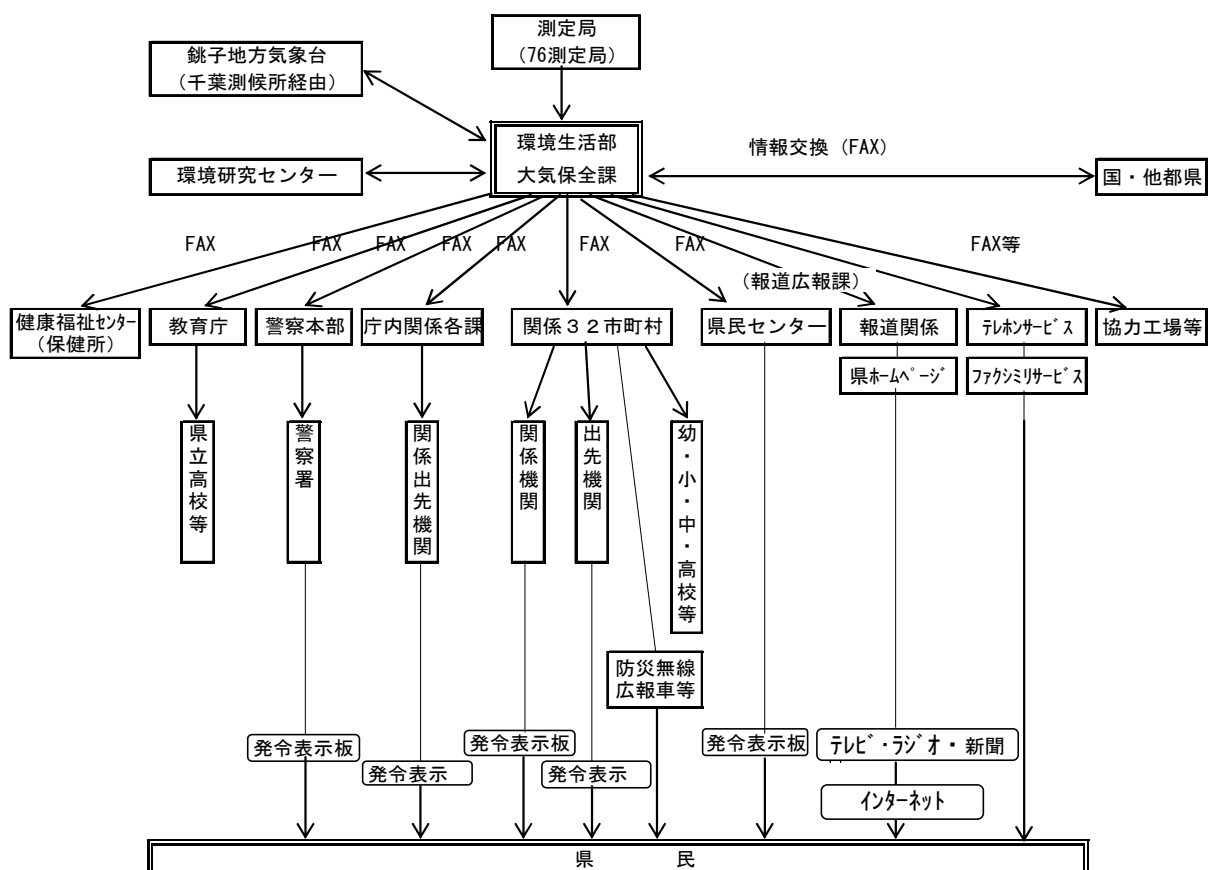
当初は、工場から排出される汚染物質が光化学スモッグの主な発生原因であったことから、京葉臨海コンビナート地域及び鹿島臨海コンビナート地域の影響を受ける地域を発令地域として設定しました。

なお、九十九里から館山までの太平洋岸沿いの市町村については、大規模な工場が少なく、コンビナート地域の影響も少ないことから発令地域から除外していますが、オキシダント濃度が注意報発令基準である0.120ppm以上となっている事例が見受けられます。

2 緊急時等の対応

注意報等の発令時には、下図のように県から国、関係市町村、報道機関等に情報を提供するとともに、市町村は防災無線等により県民に周知している。

また、健康被害発生時には市町村から県への連絡体制も整備している。



「千葉県大気汚染緊急時対策実施要綱（オキシダントの部）」の概要

(1) 目 的

大気汚染防止法第23条により、オキシダントに係る緊急時の措置に関して必要な事項を定めている。

(2) 実施開始年月日

昭和46年6月1日

(3) 大気汚染状況の測定場所

発令地域内のオンライン全測定局（一般局：76局）により発令を判断しています。

(4) 光化学スモッグの発令基準

区 分	オキシダント濃度による発令基準
予 報	0.12ppm以上になるおそれがあると判断されるとき
注 意 報	0.12ppm以上である状態が継続すると判断されるとき
警 報	0.24ppm以上である状態が継続すると判断されるとき
重大緊急報	0.40ppm以上である状態が継続すると判断されるとき

(5) 発令地域

東葛、葛南、千葉、市原、君津、印西、成田及び北総の8地域
（30市町（25市5町））

(6) 発令及び解除の一般への周知

県から発令情報を受け、市町村及び報道機関等の協力を得て速やかに、県民に周知する。

（周知内容）

- ① 屋外での過激な運動を差し控えること
- ② 不要不急の自動車の運行の自粛 等

(7) 協力工場

緊急時等において、ばい煙の排出量、揮発性有機化合物排出量の削減を行う工場等

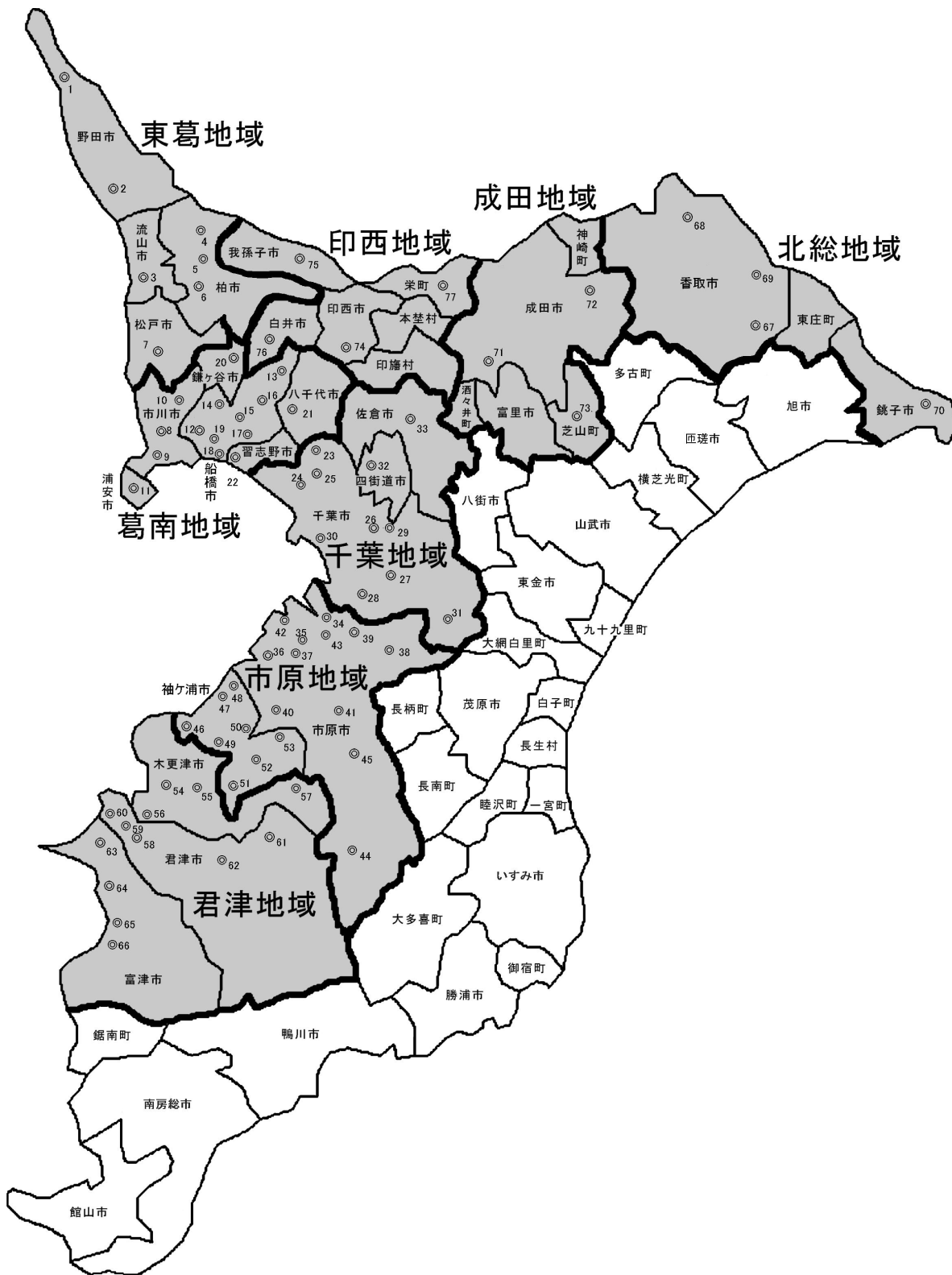
平成22年度 165工場

区 分	削減内容
予 報	燃料使用量等の通常値の20%削減
注 意 報	
警 報	燃料使用量等の通常値の40%削減
重大緊急報	

(8) 発令期間

4月1日から10月31日

現在の対象地域



オキシダント濃度が 0.120ppm 以上となった時間数
(H18.4~H22.10)

